

著者紹介

床谷 文雄(とこたに ふみお) 序章, 第1章～第3章 執筆

略 歴

1977年 大阪大学法学部卒業, 1982年 大阪大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。現在, 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

主要著作

「ドイツ養子制度における子の福祉—養子法の現代化」阪大法学118・119号(1981年), 「続・ドイツにおける夫婦の氏の新展開」民商法雑誌109巻2号(1993年), 「新注釈民法(17)親族(1)」(有斐閣, 2017年, 共著)。

◆読者へのメッセージ◆

本書は, 新しい時代を生きる個人と家族にとって法律はどういう意味を持っているのか, 家族法が21世紀にどう変わろうとしているのか, 自分なりに考えてみよう, という気持ちで書きました。法律は学びはじめが肝心です。苦手意識を捨てて, 法律問題を考える面白さを知ってください。できれば何か1つの問題に打ち込んで, わからない苦しさ, そうか, と思える瞬間の快感を味わって欲しいものです。私も修士論文のテーマを養子制度にして以来, 新しい人工生殖の問題など血縁によらない親子関係の意味を考え続けています。

神谷 遊(かみたに ゆう) 第4章, 第7章, 第9章第5節 執筆

略 歴

1980年 同志社大学法学部卒業, 1986年 同志社大学大学院法学博士課程後期単位取得退学。現在, 同志社大学法学部教授

主要著作

「ドイツ離婚法における苛酷条項の生成」家族(社会と法)8号(1992年), 「成年後見制度をめぐる立法上の課題—いわゆる身上監護を中心として」(日本加除出版, 1998年, 『新世紀へ向かう家族法』所収), 「遺留分および遺留分侵害額の算定方法」(日本評論社, 2011年, 久貴忠彦編『遺言と遺留分(第2巻)遺留分(第2版)』所収), 『新注釈民法(17)親族(1)』(有斐閣, 2017年, 共著)。

◆読者へのメッセージ◆

家族とは, 情愛や血縁によって結びついた関係といえます。そうした関係にどのようなルールを設定し, 当てはめるべきか, それは, それぞれの時代や社会の家族観によって大きく左右されます。本書は, 現在のわが国の法制度や判例・学説を説明するものですが, 家族のあり方は絶えず姿を変え, ますます多様化しているようにもみえます。読者のみなさんには, 本書を通じて現在の家族に対する考え方を理解し, そのうえで今後はどうあるべきか, 問題意識をもって考えてみていただきたいと思います。

稲垣 朋子 (いながき ともこ) 第5章, 第6章 執筆

略 歴

2007年 同志社大学法学部卒業, 2012年 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程単位取得退学。現在, 三重大学人文学部准教授

主要著作

「離婚後の父母共同監護について—ドイツ法を手がかりに(1)(2・完)」国際公共政策研究16巻1号(2011年), 16巻2号(2012年), 「面会交流援助の意義と発展的課題—ドイツ法の運用を視座として(1)(2・完)」国際公共政策研究17巻1号(2012年), 17巻2号(2013年), 「ドイツ判例法にみる離別後の配慮権と子の福祉」家族(社会と法)33号(2017年)。

◆読者へのメッセージ◆

法律を学ぶというと、六法を暗記するイメージを持つかもしれませんが、そうではなく、さまざまな解釈の方法を学び、事例に当てはめて自分の頭で考えることこそが大切です。本書でぜひそのための基礎力を養ってください。また、家族法は身近なテーマだけに、たしかに各人の価値観も大きく反映される領域ですが、単なる感情論に終始せず、法的に筋道立てて思考し、自らの意見を組み立てることが求められます。将来どのような道に進もうとも、そうして培われたリーガル・マインド(論理的思考力)は必ず役に立つことと思います。

且井 佑佳 (かつい ゆうか) 第8章, 第9章第1節～第4節 執筆

略 歴

2007年 同志社大学法学部卒業, 2013年 同志社大学大学院法学研究科博士課程後期単位取得退学。現在, 広島大学法学部准教授

主要著作

「ドイツにおける相続分の調整」同志社法学62巻4号(2010年), 「先取り相続における遺留分算定方法の確定—ドイツ連邦通常裁判所2010.1.27判決から」同志社法学64巻1号(2012年), 「ドイツにおける寄与の評価」家族(社会と法)32号(2016年)。

◆読者へのメッセージ◆

親族法や相続法は身近な関係に関わる規律ですから、比較的想像しやすく、取り組みやすい法分野であると思います。一方で、最も基本的な関係であるからこそその難しさが、また、個人個人の価値判断が色濃くあらわれる法分野でもあります。ひとつおりの知識を身につけたら(あるいは身につけながら)、どうしてそうなのか・なぜそうではないのか等を、ぜひ自分なりに考えてみてください。より深い理解への助けとなるだけでなく、考えること・法を学ぶことの楽しさに触れることができると思います。

幡野 弘樹 (はたの ひろき) 第10章～第12章 執筆**略 歴**

1998年 東京大学法学部卒業, 2004年 東京大学大学院法学政治学研究所博士課程中退。現在, 立教大学法学部教授

主要著作

「フランス相続法改正紹介—生存配偶者及び姦生子の権利並びに相続法の諸規定の現代化に関する2001年12月3日第1135号法律—(1)(2・完)」民商法雑誌129巻1号(2003年), 129巻2号(2003年), 「同意に基づく身体の処分に関する序論的考察—ヨーロッパ人権条約規範に対するフランス民法学説の応答」(有斐閣, 2012年, 『社会の発展と権利の創造—民法・環境法学の最前線』所収), 「代理懐胎と親子関係—ヨーロッパ人権裁判所判決とフランス法を参照しつつ」法律時報87巻11号(2015年)。『解説 民法(債権法)改正のポイント』(有斐閣, 2017年, 共著)。

◆読者へのメッセージ◆

相続に関する章を担当しましたが, 相続法にはよく考えてみると不思議なことが多いです。たとえば, 残された配偶者(生存配偶者)が相続人なのはなぜでしょう? 死亡した人と生存配偶者の間に血のつながりはありません。死亡した人の財産増加に貢献しているからという答えがしっくりきそうですが, 離婚の際の財産分与と同様に, 相続ではなく夫婦財産の清算を行えばよいという考えもありえます。本書を読みながらさまざまな疑問について考えてみると, 一体相続とは何なのかという根本的な問いにたどり着くことでしょう。